

## デジタルアーカイブ推進コンソーシアム (DAPCON)

### 今後の取組課題アンケート結果まとめ

2017.04.25

#### <技術標準化に関わる課題>

##### ■メタデータ

- ・ MLA 各機関により要求事項は異なり特に博物館では多様な項目が求められていて、統一はまず不可能と思われるが、せめて、ダブリンコア 15 基本要素のような位置づけの共通基本情報だけでも策定する必要がある。すでに実用化されているものがあるか、ダブリンコアがどの程度使われているか等の調査を含め、メタデータ間のマッピング作業での課題抽出と標準化を進める必要がある。
- ・ ダブリンコアに順ずる「映像」に対するメタデータの標準化。
- ・ 有償・無償コンテンツを含め、サムネイルを自由に交換・活用可能な情報セットの標準化。
- ・ インデックス検索のためのユニーク ID の仕様策定と共通化。
- ・ アーカイブに必要な（書誌）情報と、流通に必要な情報（方法）の標準化に対応するための伸縮性。
- ・ e-コード（電子出版コード）のコード体系確立。「ユニーク」と「つながりの明示」を保証できる e-コードはどうあるべきかの検討を経て、既存コードへの一元化か、新規の共通コード策定の取り組みが必要。現在、電子コミック用の JDCN、緊デジ対応のために策定された、「底本コード（底本 ISBN の一部）＋識別コード」、MBJ などの取次独自コードがあり、統一が図られていない。

##### ■フォーマット

- ・ 映像の Master についてのフォーマット（解像度、ビットレート、フレームレート、色域、カラーサンプリング、ビット深度）についてのガイドライン作成と更新ルール化。
- ・ 提供画像、保存画像の画質やフォーマットが決まっておらず、バラバラな状況。
- ・ 複数のアーカイブ間の連携を念頭においた場合の提供フォーマットの標準化。

- ・ 物品（映像・音声テープ、紙資料、その他物理媒体）の標準。
- ・ データ圧縮方式、ファイル形式、変換方式についての標準。
- ・ 年々進化していくコンテンツの保存フォーマットに対する拡張性と保存方法。
- ・ 保管するファイル形式、保管する媒体、下位互換（保管されたファイルが、将来に渡って読み取り可能なこと）、暗号化について検討する必要がある。

#### ■コンテンツ

- ・ 保存するデータの範囲（プロジェクトファイル、素材など）。
- ・ デジタルデータの保管および物理保管についての検討。
- ・ 映像と紙資料のデジタル化の標準。

#### ■作業ルールの策定

- ・ 作業欠如によるトラブル防止、無駄な作業を排除した効率化を目的に MLA 職員向けのガイドラインを策定してはどうか。
- ・ 作業記録情報のルール化。
- ・ 作業指針と媒体の扱い方。

#### ■保存環境

- ・ 保存メディアと保存環境（正・副、複数の場所など）
- ・ 長期保存観点での情報管理が組織的にも物理的なデータ管理においても考慮されていない。
- ・ 物理保管に関する、保管設備、温湿度、保存容器など、保管技術及び環境とメンテナンスについて。
- ・ 保存方法（記録媒体、保管環境、消失リスク回避、セキュリティなど）やメンテナンス（耐用年数とデータの移し変えなど）。

#### ■公開環境

- ・ 一企業の技術や製品に依存しオープン技術を採用しない DA システムが存在しており、販売停止とともにサポートされないリスクが存在する。
- ・ 他システムとの連携を考慮したすぐに実用できるレベルでの検索・提供用の公開 API 等

が実装されていない。

- ・ ユーザーにとって利用しやすい UI や機能の改善。
- ・ 利活用の促進を目的とするための実装。
- ・ ポータルサイト化し検索で発見しやすいように統一化を進めること。

## ■連携

- ・ 比較的新しい国際的なデジタルアーカイブ関連技術規格（IIIF/RDF 等）に追従できていない機関が多く、国際的な連携が進んでいない。
- ・ 既存技術標準仕様と繋ぐためのブリッジ技術の仕様策定と共通化等。

## ■その他

- ・ 管理などコスト削減に繋がる AI 技術等による標準化。
- ・ 定期的な見直しスケジュールや検討委員会の意思決定プロセスなどの運用方法を定める必要がある。

## <法制度に関わる課題>

### ■肖像権

- ・ 映像：現在我々が享受している 100 年前の映像資料から意外な人物が意外な映像から発見され歴史認識が変わることもあるが、昨今の個人情報保護の観点から映像情報から個人の映像がマスクされる傾向にある。現在形での個人情報の保護は重要だが、歴史を振り返って事実を発見する可能性が失われている。情報保護と歴史資料利活用の法制度が必要ではないか？

### ■孤児作品

- ・ オーフアンフィルムに対する裁定制度のより一層の緩和。
- ・ 著作権法については、孤児作品等の著作者不明のものの処理が適切に行われる法改正が必要。

- ・ 著作権者不明コンテンツの裁定制度の簡素化、迅速化。

### ■DAの法的整備

- ・ 公的なデジタルアーカイブが設置されるための法的根拠。博物館法や美術館法、図書館法、公文書館法等に対し、デジタルデータの収集や長期保存、ウェブアクセス等が、担う業務範囲に含まれることを明記できないか。
- ・ 国立公文書館法、国立国会図書館法のような個別機関の法律は存在するが、国全体としてデジタルアーカイブを推進する根拠法が存在しない。貴重な文化資産等を長期保存し、デジタルアーカイブを活用するための法制度化が必要である。
- ・ 映画における納本制の検討。
- ・ 医療、医薬、創薬、土木・建設、監視カメラデータ（製薬、食品等）等の業種別で長期保存すべきデータ保存義務化の法制度。
- ・ ネット上を日々流れるデータの保存とその利用の法制度。
- ・ 民間アーカイブズの保全と地域連携の規定整備。

### ■二次利用

- ・ 現行の著作権法および商慣習における課題として、権利者が多数存在するコンテンツ（出版物含む）の二次的利用が困難であることを挙げたい。上記に該当するコンテンツとして、例えば出版物では辞書、雑誌、アンソロジーなどがその具体例として示される。また、音楽、映像、ゲーム、肖像など複数の表現を包括する映像作品などにおいても同様といえる。
- ・ 二次利用について、公的機関だけでも特例的に権利処理を簡略化するなど段階的に利用機会を高めて行く法の仕組みが必要。
- ・ 有償コンテンツにおいて事業者の無許可による2次加工及び2次利用に対する罰則規定の制定等。
- ・ 映画、アニメの映像を含む映像作品における活用、二次利用を促せるような方向性が望ましい。

### ■利活用促進

- ・ 著作物等のアーカイブ利活用促進に向けた法整備。
- ・ 裁定業務の著作権等管理事業者への委託などの許諾・信託機関の創設。

- ・ 著作権や出版権などの権利情報を持つ管理団体との連携（もしくは一元管理）するための仕組化。本案件に対する補償や利用促進に向けた制度化。
- ・ 権利情報を集約したデータベースの構築。
- ・ 著作権法第 31 条の「図書館等」の範囲拡大。

#### ■フェアユース

- ・ フェアユース規定の拡大。
- ・ 一定の要件をみたせば著作権侵害を免れるようなフェアユース等の法制化。

#### ■ナショナルデジタルアーカイブ

- ・ ナショナルデジタルアーカイブを推進していく組織（国立デジタルアーカイブセンター？）が必要。
- ・ 著作権者・コンテンツ事業者・利活用事業者・ユーザー間における意見の合一を可能にするスキーム・流通形態を議論し、デザインすることが肝要である。

#### ■その他

- ・ 有償のコンテンツにおいて事業者は無許可でのデータ集積に対する罰則規定の制定。
- ・ 有償のコンテンツにおいて事業者は無許可の全文及び一部表示と閲覧に対する罰則規定の制定。
- ・ インターネット配信に関する著作権の知見を共有するものを増やしていくことが重要だと考えている。
- ・ 日本が IoT で世界をリードするためのデータ保存に対する補助金制度。